

農政部優良工事施工者表彰審査委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱（以下「表彰実施要綱」という）第5条第2項の規定に基づき、農政部の所管にかかる優良工事施工者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を行う。

- (1) 発注機関の長より推薦された者の中から、優良工事施工者の選定を行うこと。
- (2) 選定した優良工事施工者の中から、部長表彰、発注機関の長による表彰の該当者を決定すること。
- (3) その他表彰に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表1の職にある者とする。

- 2 委員会は事前の審査を行うために、「農政部優良工事施工者表彰審査部会」（以下「部会」という。）を置く。
- 3 部会の部会員は別表2の職にある者とする。

(運営)

第4条 委員会の委員長は、農政部長の職にある者とし、副委員長は農政部次長の職にある者とする。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会を運営する。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が出席できないときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員の出席は代理を認める。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員等の出席を求めることができる。

(審査)

第6条 委員会は、表彰実施要綱第4条により推薦された者について、「農政部優良工事施工者表彰選考基準」に基づき審査を行う。

(部会)

第7条 部会は、発注機関の長より推薦された者について、部長表彰及び発注機関の長による表彰の該当者の選定案を検討し、その議事録及びその他必要事項を委員会に報告するものとする。

- 2 部会長は農政部農政課検査監の職にある者とし、副部会長は農地整備課技術指導監の職にある者とする。
- 3 部会は部会長が招集する。
- 4 部会の運営については合議による。

(発注機関の審査委員会)

第8条 優良工事施工者の候補者を選考するために、発注機関ごとに優良工事施工者表彰審査委員会（以下「発注機関委員会」という。）を置く。

- 2 発注機関委員会の組織は、別表3のとおりとする。
- 3 発注機関委員会の委員長は、その機関の長とする。
- 4 発注機関委員会の運営等必要な事項は、発注機関委員会の委員長が定める。

(事務)

第9条 委員会及び部会の事務局は、農政部農地整備課におく。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

- この要領は、平成19年5月23日より施行する。
- この要領は、平成21年4月1日より一部改正する。
- この要領は、平成23年4月1日より一部改正する。
- この要領は、平成24年4月2日より一部改正する。
- この要領は、平成25年4月1日より一部改正する。
- この要領は、平成26年4月1日より一部改正する。
- この要領は、平成27年4月1日より一部改正する。
- この要領は、平成27年7月9日より一部改正する。
- この要領は、平成28年4月1日より一部改正する。
- この要領は、平成28年7月1日より一部改正する。
- この要領は、平成29年4月1日より一部改正する。

(表彰審査委員会運営要領第3条関係)

別表1

農政部表彰審査委員会	備考
農政部長	委員長
農政部次長(事務)	副委員長
農政部次長(技術)	副委員長
農政課長	
畜産課長	
農村振興課長	
里川振興課長	
農地整備課長	

別表2

農政部表彰審査部会	備考
農政課検査監	部会長
農地整備課技術指導監	副部会長
農政課技術総括監	
農政課副検査監	
畜産課畜産指導監	
農村振興課管理調整監	
里川振興課管理調整監	

(表彰審査委員会運営要領第8条関係)

別表3

発注機関ごとの優良工事表彰審査委員会
発注機関の長の他、係長以上の職にある者で、優良工事施工者表彰審査に関係のある者